

## 指令 2014/42/EU

### [参考訳]

2018年6月20日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

\*\*\*

Directive 2014/42/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the freezing and confiscation of instrumentalities and proceeds of crime in the European Union (OJ L 127, 29.4.2014, p.39-50) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。そのテキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0042&from=EN>  
[2018年6月13日確認]

指令 2014/42/EU は、資金洗浄行為等の犯罪行為の収益である財産を没収するために当該財産を凍結するための根拠となる法令である。

指令 2014/42/EU は、EU 官報(OJ L 138, 13.5.2014, p.114)によって誤記の訂正が行われている。これは、構成国における実装の期限及び報告書の提出期限を1年だけ延長するもので、実質的には改正に該当するのではないと思われる。

指令 2014/42/EU は、前文及び条文の2つの部分で構成されている。この参考訳においては、上記の EU 官報による修正後のテキストに基づき、指令 2014/42/EU の前文及び条文の全文を訳した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

この参考訳は、あくまでも指令 2014/42/EU の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

欧州における犯罪捜査及び刑事訴訟の手續は、各構成国の法令に従うのが基本であるが、特に国境を越える刑事事件における犯罪捜査や証拠の取扱い、被疑者・被告人の権利等との関係において、幾つかの EU の法令が存在する。また、被疑者・被告人の個人データの取扱いに関しては、EU 内に

おける法令の統一化が行われている。そのような EU の刑事手続上の基本的な法令としては、指令 2014/42/EU のほか、以下のような法令及び法令案がある。

欧州捜査命令 (European Investigation Order (EIO)) に関する指令 2014/41/EU (OJ L 130, 1.5.2014, p.1-36)  
構成国の逮捕状 (arrest warrant) に関する理事会枠組み決定 2002/584/JHA (OJ L 190, 18.7.2002, p. 1-20)  
逮捕された者の権利の告知に関する指令 2012/13/EU (OJ L 142, 1.6.2012, p.1-10)  
被疑者及び被告人の弁護人に関する指令 (EU) 2016/1919 (OJ L 297, 4.11.2016, p.1-8)  
被疑者及び被告人の個人データの保護に関する指令 (EU) 2016/680 (OJ L 119, 4.5.2016, p.89-131)  
資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用の防止に関する指令 (EU) 2015/849 (OJ L 141, 5.6.2015, p.73-117)  
刑事事件における電子証拠の欧州提出命令及び欧州保全命令に関する規則案 COM(2018) 225 final  
捜査命令の名宛人となるサービスプロバイダの代理者の指定手続に関する指令案 COM(2018) 226 final

指令 2014/42/EU による凍結及び没収の対象となる財産と関係する法令は、第 3 条に列挙されている。これらの法令の中で、既に廃止されている法令は、以下のとおりである。

理事会枠組み決定 2000/383/JHA (OJ L 140, 14.6.2000, p.1-3) は、指令 2014/62/EU (OJ L 151, 21.5.2014, p.1-8) の第 13 条により、2014 年 5 月 21 日をもって置き換えられて廃止された。  
理事会枠組み決定 2002/475/JHA (OJ L 164, 22.6.2002, p.3-7) は、指令 (EU) 2017/541 (OJ L 88, 31.3.2017, p.6-21) の第 27 条により、2017 年 4 月 19 日をもって置き換えられて廃止された。

指令 2014/42/EU の第 5 条第 1 項に定める拡張没収の原因となる「犯罪行為」の概念は、第 5 条第 2 項に示されている。同項に列挙されている犯罪行為は、第 13 条第 2 副項により、見直しの対象となる。なお、この拡張没収とは、犯罪行為から直接に得られた収益または犯罪供用物件そのものではなく、その収益額に見合う額の被告人の財産の没収する手続のことを指す。これは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成 11 年法律第 136 号) の第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「犯罪収益に由来する財産」とほぼ同じものである。

指令 2014/42/EU の条項では明確に触れられているわけではないが、第三者没収手続においては、当該第三者との関係で個人データ保護の問題が生ずる。また、第三国に移転された財産の没収に関しては、司法共助協定との関係も含め、付随する様々な法律問題の解決が必要となる。そのような解決されるべき法律問題の中には、個人データの第三国移転の問題が含まれ得る。

これらの問題は、原則として、構成国レベルでは警察指令 (EU) 2016/680 (OJ L 119, 4.5.2016, p.89-131) に基づき、EU の機関レベルでは規則 (EC) No 45/2001 (OJ L 8, 12.1.2001, p.1-22)、EPPO 理事会

規則(OJ L 283, 31.10.2017, p.1-71)及び Europol 規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p.53-114)、並びに、それらの関連特別法を適用して検討されることになる。更に、例えば、当該被疑者または被告人等が重大犯罪またはテロリスト犯罪の犯罪収益または道具を所持したまま国際的に移動するような場合には、PNR 及び API の事前取得による国際手配が必要となることがあり得る。そのような場合においても、PNR 及び API と関連する個人データ保護が問題となり得る。この場合、PNR 指令(EU) 2016/681(OJ L 119, 4.5.2016, p.132-149)及び API 指令 2004/82/EC(OJ L 261, 6.8.2004, p.24-27)が適用される。GDPR は、原則として、警察関係または刑事法務関係の事項には適用されない。

指令 2014/42/EU は、犯罪収益等の凍結及び没収を主眼とする法令であるので、個人データ保護の問題を直接には取り扱っていない。しかし、現実の法執行の段階においては、個人データ保護の問題が生じ得ることなることを理解しなければならない。

加えて、個人データ保護と関連する問題の中でも個人データの安全性と関連する問題は、情報セキュリティの問題と密接な関連性をもつか、または、ほぼ同一の問題である。これは、機密情報の保護の問題とも深く関連するものである。そして、情報セキュリティにおけるマネジメントの一部であるエスカレーションとしてインシデント情報を提供すべき義務は、個人データの侵害に関して情報提供すべき義務と同じものであることが多々あり得る。同時に、この問題は、国家機密等の管理の問題と同一の問題でもあり得る。それゆえ、少なくとも、情報システムの安全性確保と関連するインシデント情報のエスカレーションと関係するものである限り、NIS 指令(OJ L 194, 19.7.2016, p.1-30)の適用の問題も同時に検討されなければならない。また、委員会勧告(EU)2017/1584 に示されているような EU 全体における危機管理の問題でもあることに十分に留意しなければならない。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

「extended confiscation」は、指令 2014/42/EU のドイツ語版では「Erweiterte Einziehung」となっており、また、そのフランス語版では「Confiscation élargie」となっている。これらは、「拡大没収」とも「拡張没収」とも訳し得る。

この参考訳においては、とりあえず、「extended confiscation」を「拡張没収」と訳すことにしたが、この点に関しては、更に検討を要する。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

指令 2014/41/EU の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 199～245 頁にある。捜査命令の名宛人となるサービスプロバイダの代理者の指定手続に関する指令案 COM(2018) 226 final の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 328～357 頁にある。委員会勧告(EU)2017/1584 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 293～327 頁にある。

規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。警察指令(EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 41～140 頁にある。EPPO 理事会規則(EU) 2017/1939 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 1 号 1～91 頁にある。Europol 規則(EU) 2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。PNR 指令(EU) 2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 119～155 頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 60～70 頁にあ

る。NIS 指令(EU) 2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻8号120～163頁にある。ENISA 規則(EU) No 526/2013 の参考訳は、法と情報雑誌3巻7号263～292頁にある。

指令(EU) 2015/849 の参考訳は、法と情報雑誌3巻2号140～198頁にある。指令(EU) 2017/541 の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号1～29頁にある。理事会決定 2005/671/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号30～37頁にある。指令(EU) 2017/541 による一部改正後の理事会決定 2005/671/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号38～40頁にある。指令 2013/40/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号164～185頁にある。理事会枠組み決定 2002/475/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号71～85頁にある。

一般個人データ保護規則(EU) 2016/679 (GDPR) の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌3巻5号1～114頁にある。指令 (EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌2巻1号41～140頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記の各文献等のほか、黒澤睦「ドイツの被害者支援の現在－2015年第三次被害者権利改革法を中心に－」被害者研究28号92～109頁(2018)を参考にした。

\*\*\*

## 欧州連合における犯罪の道具及び収益の凍結及び没収に関する

### 欧州議会及び理事会の2014年4月3日の指令2014/42/EU

欧州議会及び欧州連合の理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、並びに、とりわけ、同条約の第82条第2項及び第83条第1項に鑑み、  
欧州委員会からの提案に鑑み、  
立法案を構成国の議会に送付した後、  
欧州経済社会委員会の意見書に鑑み<sup>1</sup>、  
地域委員会の意見に鑑み<sup>2</sup>、  
通常の立法手続に従って審議<sup>3</sup>、  
以下のとおりであるので、この指令を採択する。

- (1) マフィア型の犯罪組織を含め、国境を越える犯罪の主要な動機は、金銭的な利益の獲得である。その結果、職務権限を有する機関は、犯罪収益を追跡し、凍結し、管理し、そして、没収しなければならない。ただし、組織犯罪の効果的な防止及び闘いは、犯罪収益を制圧することにより達成されなければならない。かつ、一定の場合においては、犯罪の性質をもつ活動から得られる財産に拡張されなければならない。
- (2) 組織化された犯罪集団は、国境を越えて行動し、そして、彼らが根拠地とする構成国以外の構成国内において及び第三国内において、資産を獲得するようになっている。資産の回収及び法務上の協力に関する効果的な国際協力の必要性が増している。
- (3) 組織犯罪との闘いの中で最も効果的な手段は、そのような犯罪の実行に対して厳しい法的結果を与えることを定めること、並びに、犯罪の道具及び収益の効果的な検知及び凍結並びに没収を定めることである。
- (4) 存在する統計は限られたものではあるが、欧州連合内において犯罪収益から回収される額は、推定される収益と比して不十分なものである。調査結果は、欧州連合法及び国内法により定められているものでも、没収手続が不足したままであることを示している。
- (5) ミニマムの規定を採択することは、構成国の凍結及び没収の制度を統一するものであり、そして、相互の信頼と国境を越える効果的な協力を促進する。
- (6) スtockホルムプログラム及び2010年6月に採択された没収及び資産回収に関する法務及び内部理事会決議は、犯罪資産のより効果的な識別、没収及び二次利用の重要性を強調した。
- (7) 資産の凍結、差押え及び没収に関する欧州連合の現行の法的枠組みは、共同行動98/699/JHA<sup>4</sup>、

<sup>1</sup> OJ C 299, 4.10.2012, p.128.

<sup>2</sup> OJ C 391, 18.12.2012, p.134.

<sup>3</sup> 欧州議会の2014年2月25日付け意見書(官報未登載)及び理事会の2014年3月14日付け決定

<sup>4</sup> 欧州連合条約の第K.3条に基づき理事会によって採択された資金洗浄、犯罪の道具及び収益の識別、追跡、凍結、差押え及び没収に関する共同行動98/699/JHA (OJ L 333, 9.12.1998, p.1)

理事会枠組み決定 2001/500/JHA<sup>1</sup>、理事会枠組み決定 2003/577/JHA<sup>2</sup>、理事会枠組み決定 2005/212/JHA<sup>3</sup>及び理事会枠組み決定 2006/783/JHA<sup>4</sup>によって構成されている。

- (8) 枠組み決定 2003/577/JHA、枠組み決定 2005/212/JHA 及び枠組み決定 2006/783/JHA に関する欧州委員会の実装報告書は、拡張没収のための既存の制度並びに凍結命令及び没収命令の相互承認のための既存の制度が全面的に効果的であるとは言えないことを示している。没収は、構成国法の間相違によって妨げられている。
- (9) この指令は、枠組み決定 2001/500/JHA 及び枠組み決定 2005/212/JHA の各条項を修正し、拡張することを狙いとしている。これらの枠組み決定は、この指令によって拘束される構成国に関し、部分的に置き換えられなければならない。
- (10) 構成国が、管轄権をもつ裁判所における刑事事件と没収手続とを関連付けることは、自由である。
- (11) 犯罪活動からの直接の収益と、事後報酬または直接の収益の変換物を含め、全ての間接的な利益を含めるため、犯罪収益の既存の概念を明確化する必要がある。そして、収益は、その全部または一部が別の財産に変換または交換された財産、並びに、混和された収益の評価額を上限として、正当な獲得源から獲得された財産と混和された財産を含め、全ての財産を含み得る。また、収益は、犯罪収益から、または、そのような財産が返還され、交換され、もしくは、混和された財産からの収入またはその他の利益も含めることができる。
- (12) この指令は、凍結及び没収に服し得る財産の広い定義を定める。この定義は、そのような財産の資格または利益を証明する法的な文書または証券を含める。法的な文書または証券は、例えば、金融証券、または、債権者が訴訟を提起し得るものであり、かつ、通常、関連手続によって影響を受ける者の所持の下にある文書を含み得る。この指令は、その手続が国内法に従って職務権限を有する国内機関または公的組織によって適用されるものであるので、財産の資格または利益を証明する法的な文書を保管する既存の国内手続を妨げない。
- (13) この指令に基づく凍結及び没収は、自律的な概念であり、それは、構成国が、国内法に従い、制裁またはそれ以外のタイプの措置として判断され得る法律文書を用いて、この指令を実装することを妨げてはならない。
- (14) 裁判所の確定判決の後における犯罪の道具及び収益の没収、及び、それらの道具及び収益と均等な価額の財産の没収において、この指令に包摂される広い犯罪行為の概念が適用されなければならない。枠組み決定 2001/500/JHA は、構成国に対し、確定有罪判決の後に犯罪の道具及び収益の没収を可能とすること、並びに、そのような道具及び収益に対応する価額の財産の没収を可能とすることを要求する。そのような義務は、この指令に包摂されない犯罪行為に関しても維持されなければならない。かつ、この指令に包摂されない犯罪行為に関しては、同様の方法で解釈されなければならない。構成国が、国内法に従い、直接の没収の補完的または代替的なも

<sup>1</sup> 資金洗浄、犯罪の道具及び収益の識別、追跡、凍結、欧州及び没収に関する 2001 年 6 月 26 日の理事会枠組み決定 2001/500/JHA (OJ L 182, 5.7.2001, p.1)

<sup>2</sup> 財産凍結命令または証拠凍結命令の欧州連合内における執行に関する 2003 年 6 月 22 日の理事会枠組み決定 2003/577/JHA (OJ L 196, 2.8.2003, p. 45)

<sup>3</sup> 犯罪と関係する収益、道具及び財産の没収に関する 2005 年 2 月 24 日の理事会枠組み決定 2005/212/JHA (OJ L 68, 15.3.2005, p.49)

<sup>4</sup> 没収命令の相互承認の原則の適用に関する 2006 年 10 月 6 日の理事会枠組み決定 2006/783/JHA (OJ L 328, 24.11.2006, p.59)

のとして均等な価額の財産の没収をしかるべく定めることは、自由である。

- (15) 犯罪行為に対する確定有罪判決により、犯罪の道具及び収益の没収、または、そのような道具または収益に対応する価額の財産の没収ができるものとしなければならない。そのような確定有罪判決は、欠席の手續からも帰結され得る。確定有罪判決に基づく没収が不可能な場合、それにも拘らず、一定の状況の下において、少なくとも、その被疑者または起訴された者の疾病または失踪の場合においては、道具及び収益の没収がなお可能なものとしなければならない。ただし、そのような疾病及び失踪の場合、構成国内において欠席の手續が存在することは、この義務を遵守するために十分なものとなるであろう。被疑者または起訴された者が失踪の場合、構成国は、全ての合理的な措置を講じなければならない、かつ、関係する者が召喚されること、または、その者に対して没収手續が知られることを要求できる。
- (16) この指令の目的のために、疾病は、被疑者または起訴された者が、長期間にわたって刑事手續に出頭できず、その結果として、通常の条件の下においてはその手續を続行できないことを意味するものとして理解されなければならない。被疑者または起訴された者は、例えば、診断書により、疾病を証明することが要求され得る。その場合、裁判所は、納得できない場合には、疾病ではないと判断できるものとしなければならない。手續において弁護士によって代理される当該の者の権利は、害されてはならない。
- (17) 道具に対応する価額の財産の没収に関してこの指令の実装する際、現下の事件の特別の状況を考慮し、特に関係する道具の価額を考慮に入れた上で、そのような措置が比例的なものであるときは、関連条項が適用され得る。構成国は、起訴された者が、道具の没収を不可能としたことについて責任を負うか否か、及び、その範囲を考慮に入れることもできる。
- (18) この指令を実装する際、構成国は、例外的な状況の下において、国内法に従い、個々のそれぞれの事件の決め手となる事情に基づき、影響を受ける者に対して不適切な苦痛を示すものである限り、没収を命じてはならないことを定めることができる。構成国は、そのようにできる可能性をごく限定的なものとしなければならない、かつ、彼の生存を困難なものとし得る状況にその者を置く場合には、没収を命じてはならないことを定めることが認められるのみとしなければならない。
- (19) 犯罪集団は、幅広く犯罪活動に従事している。組織化された犯罪活動と効果的に闘うために、犯罪の有罪判決が、特定の犯罪と関係する財産の没収のみではなく、別の犯罪の収益を構成すると裁判所が判断した付加的な財産の没収も伴うことが適切である状況があり得る。このアプローチは、拡張没収と呼ばれる。枠組み決定 2005/212/JHA は、構成国が、拡張没収を適用するために選択することのできるミニマムの要件の 3 つの異なるセットを定めている。その結果、同枠組み決定の国内法化の過程において、構成国は、異なる選択肢をもつことになり、それは、国内裁判管轄権において、拡張没収の多様な概念をもたらした。この多様性は、没収の事件と関連する国境を越える協力を損なう。それゆえ、単一のミニマムの基準を設定することにより、拡張没収に関する条項を更に整合化する必要性がある。
- (20) 犯罪行為が経済的利益を得る原因となっているか否かを決定する際、構成国は、例えば、その犯罪が組織犯罪の過程で実行されたか否か、または、犯罪行為から継続的に利益を生み出す意図で実行されたか否かのような、犯罪の態様 (*modus operandi*) を考慮に入れることができる。ただし、このことは、一般に、拡張を拡張する余地を残すことを妨げてはならない。
- (21) 拡張没収は、当の財産が犯罪行為から得られたものであると判断した場合にできるものとしなけ

ればならない。このことは、当の財産が犯罪行為から得られたことが証明されなければならないということの意味するものではない。構成国は、例えば、当の財産が別の行為ではなく犯罪行為から得られたものであることについて、蓋然性に基づき判断し、または、実質的に蓋然性を超えるものと合理的に推定することで足りると定めることができる。この文脈において、裁判所は、拡張没収に関する決定が発され得る根拠となる事実及び利用可能な証拠を含め、その事件の個別の事情を判断しなければならない。財産がその者の適法な収入に相応のものではないことは、それらの事実の中でも、その財産が犯罪から得られたとの裁判所の判断を生じさせ得るものである。構成国は、財産が犯罪行為に由来したものであり得る一定の期間の要件を定めることもできる。

- (22) この指令は、ミニマムの規定を定める。この指令は、構成国が、例えば、その構成国の証拠に関する法令と関係するものを含め、その構成国の国内法中でより拡張された権限を定めることを妨げない。
- (23) この指令は、この指令に列挙する法律文書の範囲内にある犯罪行為に対して適用される。それらの法律文書の範囲内において、構成国は、少なくとも、この指令に定める一定の犯罪行為に対し、拡張没収を適用しなければならない。
- (24) 没収を免れるために、被疑者または起訴された者によって行われる、知っている第三者への財産の移転行為は、ごく普通のものであり、また、拡大し続けている。現行の欧州連合の枠組みは、第三者に移転された財産の没収に関する拘束力のある法令を含んでいない。それゆえ、第三者に移転され、または、第三者によって獲得された財産の没収を認める必要性が増加してきている。第三者による獲得とは、例えば、犯罪行為が第三者の代わりに、または、第三者の利益のために実行された場合、及び、起訴された者が没収され得る財産をもたない場合を含め、被疑者または起訴された者から、第三者によって、直接に、または、例えば、中間介在者を介して、間接的に、財産が獲得された状況のことを指す。そのような没収は、少なくとも、その収益の移転または獲得が無料で行われたこと、または、市場価額よりもかなり低額で交換されたことを含め、具体的な事実及び事情に基づき、その第三者が、その移転または獲得の目的が没収を免れることであったことを知り、または、知るべきであった場合には可能としなければならない。第三者没収に関する規定は、自然人及び法人の両者に対して拡張される。いかなる場合においても、善意の第三者の権利は、妨げられてはならない。
- (25) 構成国が、国内法に従い、直接の没収の補完的または代替的なものとして第三者没収をしかるべく定めることは、自由である。
- (26) 没収は、財産の確定的な剥奪を導く。ただし、財産の保全が没収の前提条件となること、また、それが没収命令の執行にとって重要となることがあり得る。財産は、凍結という手段によって保全される。凍結命令が発せられ得る前に財産が散逸することを避けるため、構成国の職務権限を有する機関は、そのような財産を確保するために迅速な行動を執るための権限を与えられなければならない。
- (27) 財産は、しばしば、没収の目的で保全されるので、凍結と没収とは緊密に連携している。幾つかの法制度においては、没収の目的のための凍結は、暫定的な性質をもち、後に没収命令を伴う別の手続上の措置とみなされている。異なる国内法制度及び枠組み決定 2003/577/JHA を妨げることなく、この指令は、没収の目的のための凍結の国内制度の幾つかの側面を整合化しなければならない。

- (28) 凍結措置は、没収命令の効果的な執行のために最終的に利用可能なものとされることを条件として、手続を通じて、特定の財産を証拠と判断できることを妨げられない。
- (29) 刑事手続の過程において、財産は、後にそれを返還可能なものとするために、または、犯罪行為によって生じた損害の賠償を確保するためにも凍結され得る。
- (30) 被疑者または起訴された者は、しばしば、刑事手続の全過程を通じて、財産を隠す。没収命令が執行されなければ、その結果として、それらの者がその刑の宣告を受けた後、収益の没収命令の対象物を彼らの財産の中に残すことになる。それゆえ、当初は、いかなる財産も特定されず、または、不十分に特定され、かつ、没収命令がまだ執行されていない場合においては、没収命令の全面的な執行を許容するため、犯罪行為の確定有罪判決の後においても没収されるべき財産の詳細な範囲の決定を可能とする必要がある。
- (31) 凍結命令による財産上の権利の制限に鑑み、そのような暫定的な措置は、後に没収を可能とするために財産の利用可能性を保全するための必要性を超えて維持されてはならない。このことは、財産の散逸を防止するという目的が有効であり続けることを確保するために、裁判所による見直しを要求し得る。
- (32) 後に没収を可能とするために凍結された財産は、その経済的価値を損なわないようにするため、適切に管理されなければならない。構成国は、そのような損失をミニマムのものとするため、財産を売却し、または、移転できることを含め、必要な措置を講じなければならない。構成国は、没収の前に凍結された資産を効果的に管理し、かつ、裁判所の判断が行われるまでの間、その価値を保存するため、例えば、集中化された資産管理局、一群の特化された事務所、または、それらと均等な仕組みを設けることのような関連措置を講じなければならない。
- (33) この指令は、被疑者または起訴された者のみならず、起訴されていない第三者についても、関係者の権利を実質的に損なわない。それゆえ、この指令の実装において、彼らの基本的な権利の保護を保障するため、特別の安全性確保措置及び法律上の救済を定める必要がある。これは、彼らが関係する財産の保有者であると主張する第三者、または、彼らが用益権のような別の財産権(「物権」、「*ius in re*」)をもつと主張する第三者に関する聴聞を受ける権利を含める。凍結命令は、その執行後、可能な限り速やかに、影響を受ける者に対して通知されなければならない。ただし、職務権限を有する機関は、捜査上の必要性のゆえに、その影響を受ける者に対するそのような命令の通知を延期できる。
- (34) 凍結命令を通知する目的は、就中、その影響を受ける者が、その命令に対して不服申立てできるようにすることにある。それゆえ、そのような通知は、少なくとも要旨として、関係する命令の理由を示すものとする。その表示は、非常に簡潔なものとして行うことができると理解されるものとする。
- (35) 構成国は、没収された財産を公共の利益または社会的な目的のために利用することを認める措置を講ずることを検討しなければならない。そのような措置は、就中、法執行及び犯罪防止計画のため、並びに、公共の利益及び社会的効用の財源となる財産を構成し得る。措置を講ずることを検討すべき義務は、法的分析を行うこと、または、措置を導入することの利点及び不利益を討議することのような、構成国の手続上の義務を伴う。凍結された財産を管理する際、及び、没収された財産の利用に関する措置を講ずる際、構成国は、犯罪行為または違法行為に手を染めることを防止するため、適切な行動を執らなければならない。
- (36) 犯罪収益の凍結及び没収に関する信頼できるデータ源は、乏しい。この指令を評価できるように

するため、財産の凍結及び没収、資産の追跡、法務活動及び資産剥奪活動に関する同等のミニマムのセットの適切な統計データを収集する必要がある。

- (37) 構成国は、そのデータを欧州委員会に対して送付するため、中央レベルで、一定の統計のためにデータを収集する努力をしなければならない。このことは、構成国が、関係するデータを収集するための合理的な努力を尽くさなければならないということを意味する。ただし、それは、比例的ではない行政上の負担が存在する場合、または、関係する構成国に対して大きな費用負担がある場合において、構成国が、データ収集の結果を達成すべき義務の下にあることを意味するものではない。
- (38) この指令は、基本的な権利を尊重し、かつ、欧州連合基本権憲章(「憲章」)及び、欧州人権裁判所の判例法によって解釈されるものとしての人権の保護及び基本的な自由に関する欧州条約(「ECHR」)によって認められた基本原則を尊重する。この指令は、これらの権利及び基本原則に従って実装されなければならない。この指令は、法的援助に関する国内法を妨げてはならず、かつ、構成国の法的援助制度に関し、いかなる義務もつくり出さない。それは、憲章及び ECHR に従って適用されなければならない。
- (39) 軽微事件における簡易刑事手続において、影響を受ける者が彼または彼女の理由を告げられる権利を放棄した場合を除き、原則として、没収命令に関し、その理由が与えられることを確保するため、特別の安全性確保措置が設けられる。
- (40) この指令は、刑事手続における手続上の権利に関する欧州議会及び理事会の指令 2010/64/EU<sup>1</sup>、欧州議会及び理事会の指令 2012/13/EU<sup>2</sup>並びに欧州議会及び理事会の指令 2013/48/EU<sup>3</sup>の各条項を考慮に入れた上で実装されなければならない。
- (41) この指令の目的、すなわち、刑事における財産の没収を容易にすることは、構成国によっては十分に達成され得ず、欧州連合のレベルにおいてより良く達成され得るものであるため、欧州連合は、欧州連合条約(TEU)の第5条に定める補完性原則に従い、措置を採択できる。同条に定める比例性原則に従い、この指令は、その目的を達成するために必要となることを越えることがない。
- (42) TEU 及び欧州連合の機能に関する条約(TFEU)に附属する自由、安全及び法務の分野に関する英国及びアイルランドの地位に関する議定書(第21号)の第3条及び第4条a第1項に従い、アイルランドは、この指令の採択及び適用に参加する旨のその意思を通知した。同議定書に従い、アイルランドは、アイルランドが拘束される法律文書の適用のある侵害行為に関してのみ、この指令によって拘束されるべきものとする。
- (43) TEU 及び TFEU に附属する自由、安全及び法務の分野に関する英国及びアイルランドの地位に関する議定書(第21号)の第1条、第2条及び第4条a第1項に従い、英国は、この指令の

<sup>1</sup> 刑事手続における通訳及び翻訳の権利に関する欧州議会及び理事会の 2010 年 10 月 20 日の指令 2010/64/EU (OJL 280, 26.10.2010, p.1)

<sup>2</sup> 刑事手続における情報提供を受ける権利に関する欧州議会及び理事会の 2012 年 5 月 22 日の指令 2012/13/EU (OJL 142, 1.6.2012, p.1)

<sup>3</sup> 刑事手続及び欧州逮捕令状手続において弁護士にアクセスする権利に関する、並びに、第三者に対して自由の剥奪を連絡し、自由が剥奪されている間、第三者及び領事と連絡する権利に関する欧州議会及び理事会の 2013 年 10 月 22 日の指令 2013/48/EU (OJL 294, 6.11.2013, p.1)

採択に参加せず、この指令によって拘束されず、または、この指令の適用に服さない。同議定書の第4条に従い、英国は、英国が拘束される法律文書の適用のある侵害行為に関してのみ、この指令によって拘束されるものとするべきである。

- (44) TEU 及び TFEU に附属するデンマークの地位に関する議定書(第22号)の第1条及び第2条に従い、デンマークは、この指令の採択に参加せず、この指令によって拘束されず、または、この指令の適用に服さない。

## 第1条 対象事項

1. この指令は、その後に行われる没収を可能とするための財産の凍結及び刑事における財産の没収に関するミニマムの規定を定める。
2. この指令は、当の財産を没収するために構成国が用いる手続を妨げない。

## 第2条 定義

この指令の目的のために、以下の定義を適用する:

- (1) 「収益」とは、犯罪行為から直接または間接に得られた経済的利益のことを意味し;収益は、何らかの形態の財産によって構成され、かつ、その後の再投資または直接の収益の変換物及び財産価値のある利益を含み;
- (2) 「財産」とは、有体物であるか無対物であるかを問わず、動産であるか不動産であるかを問わず、何らかの種類の財産、及び、そのような財産に対する権利またはそのような財産上の利益を証明する法律上の文書または証券のことを意味し;
- (3) 「道具」とは、何らかの形態により、その全部または一部が、犯罪行為を実行するために用いられ、または、そのために用いられることを予定された財産のことを意味し;
- (4) 「没収」とは、犯罪行為との関係において裁判所から命ぜられる、財産の確定的な剥奪のことを意味し;
- (5) 「凍結」とは、財産の移転、破壊、交換、処分または移動の一時的な禁止、または、財産の一時的な強制保管または強制管理のことを意味し;
- (6) 「犯罪行為」とは、第3条に列挙する法律文書のいずれかの適用のある行為を意味する。

## 第3条 適用範囲

この指令は、以下のいずれかの適用のある犯罪行為に適用される:

- (a) 欧州連合条約の第 K.3 条第 2 項(c)に基づき起草された欧州共同体の官吏または欧州連合の構成国の官吏が関与する不正行為に対する闘いに関する条約(「官吏が関与する不正行為に対する闘いに関する条約」)<sup>1</sup>;
- (b) ユーロの導入との関係における偽造に対する刑事処罰及びそれ以外の制裁による保護の増強に関する 2000 年 3 月 29 日の理事会枠組み決定 2000/383/JHA<sup>2</sup>;
- (c) 詐欺及び現金以外の決済手段の偽造との闘いに関する 2001 年 5 月 28 日の理事会枠組み決定 2001/413/JHA<sup>3</sup>;
- (d) 資金洗浄、犯罪の道具及び収益の識別、追跡、凍結、差押え及び没収に関する 2001 年 6 月 26 日の理事会枠組み決定 2001/500/JHA<sup>4</sup>;

---

<sup>1</sup> OJ C 195, 25.6.1997, p.1.

<sup>2</sup> OJ L 140, 14.6.2000, p.1.

<sup>3</sup> OJ L 149, 2.6.2001, p.1.

<sup>4</sup> OJ L 182, 5.7.2001, p.1.

- (e) テロリズムとの闘いに関する2002年6月13日の理事会枠組み決定2002/475/JHA<sup>1</sup>;
- (f) 民間部門における不正行為との闘いに関する2003年7月22日の理事会枠組み決定2003/568/JHA<sup>2</sup>;
- (g) 違法な薬物取引の分野における犯罪行為の構成要素及び処罰に関するミニマムの条項を定める2004年10月25日の理事会枠組み決定2004/757/JHA<sup>3</sup>;
- (h) 組織犯罪に対する闘いに関する2008年10月24日の理事会枠組み決定2008/841/JHA<sup>4</sup>;
- (i) 人身取引との闘い及びその被害者の保護、並びに、理事会枠組み決定2002/629/JHAを廃止する欧州議会及び理事会の指令2011/36/EU<sup>5</sup>;
- (j) 児童の性的虐待及び児童ポルノとの闘いに関する、並びに、理事会枠組み決定2004/68/JHAを廃止する欧州議会及び理事会の2011年12月13日の指令2011/93/EU<sup>6</sup>;
- (k) 情報システムに対する攻撃に関する、並びに、理事会枠組み決定2005/222/JHAを廃止する欧州議会及び理事会の2013年8月12日の指令2013/40/EU<sup>7</sup>;

並びに、その法律文書が、その法律文書の中に整合化された犯罪行為に対してこの指令を適用することを特に定めているときは、上記以外の法律文書。

#### 第4条 没収

1. 構成国は、犯罪行為の確定有罪判決に服する道具及び収益、または、そのような道具または収益に対応する価額の財産の全部または一部を没収できるようにするために必要となる措置を講ずる。その判決は、欠席の手續により行われるものであり得る。
2. 第1項に基づく没収が不可能な場合、少なくとも、その不可能性が、被疑者または起訴された者の疾病または失踪の結果である場合において、直接または間接の経済的利益を生じさせる原因となっている犯罪行為に関して刑事手續が開始されており、かつ、その被疑者または起訴された者が在廷したとすればその刑事手續が有罪判決を導き得た場合には、構成国は、道具及び収益の没収を可能とするために必要となる措置を講ずる。

#### 第5条 拡張没収

1. 裁判所が、財産の価額が有罪判決を受ける者の適法な収入に相応のものではないことのような、特別の事実及び利用可能な証拠を含め、その事件の事情に基づき、当の財産が、犯罪行為から得られたものであると判断するときは、構成国は、直接または間接に経済的利益を生じさせる原因となっている犯罪行為の有罪判決を受けた者に属する財産の全部または一部の没収を可能とするために必要となる措置を採択する。

---

<sup>1</sup> OJ L 164, 22.6.2002, p.3.

<sup>2</sup> OJ L 192, 31.7.2003, p.54.

<sup>3</sup> OJ L 335, 11.11.2004, p.8.

<sup>4</sup> OJ L 300, 11.11.2008, p.42.

<sup>5</sup> OJ L 101, 15.4.2011, p.1.

<sup>6</sup> OJ L 335, 17.12.2011, p.1.

<sup>7</sup> OJ L 218, 14.8.2013, p.8.

2. 第1項の目的のために、「犯罪行為」の概念は、少なくとも、以下のものを含める:

- (a) 枠組み決定 2003/568/JHA の第2条に定める民間部門における積極及び消極の不正行為、並びに、官吏が関与する不正行為との闘いに関する条約の第2条及び第3条に定める欧州連合の機関の官吏または構成国の官吏が関与する積極及び消極の不正行為;
- (b) 少なくとも、その侵害行為が経済的な利益をもたらした場合において、枠組み決定 2008/841/JHA の第2条に定める組織犯罪への参加と関係する行為;
- (c) 指令 2011/93/EU の第4条第2項に定める、児童をポルノの遂行に従事させ、もしくは、それに勧誘し、または、その児童が性的な同意年齢を超過しているときは、そのような行為から利益を受け、もしくは、その他の児童をそのような目的のために虐待する行為;同指令の第5条第4項に定める児童ポルノの配布、流布または送信;同指令の第5条第5項に定める児童ポルノの提供、供給または利用可能化;同指令の第5条第6項に定める児童ポルノの製造;
- (d) 指令 2013/40/EU の第7条に定める、主として当該の目的のために準備された道具を用いることを通じて、多数の情報システムが被害を受けた場合、同指令の第4条及び第5条にそれぞれ定める違法なシステム妨害及び違法なデータ妨害;少なくとも軽微ではない事件において、同指令の第7条に定める、意図的な、侵害行為を実行するための道具の製造、販売、使用のための入手、輸入、配布、または、その他の利用可能にする行為;
- (e) 第3条の関連法律文書に従い、または、当の法律文書が処罰上の閾値を含めていない場合には、関連国内法に従い、少なくとも4年を上限とする拘禁刑によって処罰可能な犯罪行為。

## 第6条 第三者からの没収

1. 構成国は、少なくとも、その収益の移転または獲得が無料で行われたこと、または、市場価額よりもかなり低額で交換されたことを含め、具体的な事実及び事情に基づき、その第三者が、その移転または獲得の目的が没収を免れることであったことを知り、または、知るべきであった場合において、収益、または、それ以外の、収益に対応する価額の財産であって、直接または間接に、被疑者または起訴された者から第三者に対して移転されたものの没収、または、被疑者または起訴された者から第三者が獲得したものの没収を可能とするために必要となる措置を講ずる。
2. 第1項は、善意の第三者の権利を妨げてはならない。

## 第7条 凍結

1. 構成国は、その後の没収を可能とするため、財産の凍結を可能とするために必要となる措置を講ずる。それらの措置は、職務権限を有する機関によって命じられるものであり、財産を保全するために必要な場合に講じられる緊急の措置を含める。
2. 第6条の下で示される第三者が所持する財産は、その後の没収を可能とする目的のために、凍結措置に服するものとするができる。

## 第8条 安全性確保

1. 構成国は、この指令に基づいて定められた措置によって影響を受ける者が、その権利を守るための効果的な法律上の救済及び公正な裁判の権利をもつことを確保するために必要となる措置を講ずる。
2. 構成国は、影響を受ける者に対し、その命令の執行後可能な限り速やかに、凍結命令が通知されることを確保するために必要となる措置を講ずる。その通知は、少なくとも要旨として、関係する命令の理由を示す。犯罪捜査を危険に晒すことを避けるために必要なときは、職務権限を有する機関は、影響を受ける者に対する凍結命令の通知を延期する。
3. 凍結命令は、後に没収を可能とするために財産を保全する必要がある期間内に限り、有効性を維持する。
4. 構成国は、その財産が影響を受ける者が、国内法に定める手続に従い、裁判所において凍結命令に不服を申し立てるための効果的な可能性を定める。そのような手続は、最初の凍結命令が法務当局以外の職務権限を有する機関によって行われた場合、その命令が裁判所において不服申立てされる前に、そのような命令書が、確認または見直しのために、まず法務当局に対して送付されることを定めることができる。
5. 後に没収されなかった凍結財産は、直ちに返還される。そのような財産返還の条件または手続規則は、国内法によって定められる。
6. 構成国は、没収命令に関して理由が与えられること、及び、その命令が影響を受ける者に対して通知されることを確保するために必要となる措置を講ずる。構成国は、没収を命ぜられた者と関係する者に関し、裁判所において不服を申し立てるための効果的な可能性を定める。
7. 指令 2012/13/EU 及び指令 2013/48/EU を妨げることなく、その財産が没収命令によって影響を受ける者は、その者の権利を守るために、収益または道具の判断と関連する没収手続を通じて、弁護士にアクセスする権利をもつ。関係する者は、その権利の情報提供を受ける。
8. 第5条に示す手続の中において、影響を受ける者は、関係する財産が犯罪行為から得られた財産であると判断される根拠となる特別の事実及び利用可能な証拠を含め、その事件の事情に異議を申し立てる効果的な可能性を持つ。
9. 第三者は、第6条に示す事件におけるものを含め、保有の資格またはそれ以外の財産権を主張する権利をもつ。
10. 犯罪行為の結果として、被害者が、この指令に基づいて定められる没収措置に服する者を相手方として請求を行う場合、構成国は、その没収措置が、被害者の請求に関し、被害者が弁償を求めることを妨げないことを確保するために必要となる措置を講ずる。

## 第9条 効果的な没収及び執行

構成国は、犯罪行為に関する確定有罪判決の後、または、第4条第2項を適用する手続の後においても、凍結され没収された財産の検出及び追跡ができるようにするため、並びに、その命令が既に発せられているときは、没収命令の効果的な執行を確保するために必要となる措置を講ずる。

## 第10条 凍結された財産及び没収された財産の管理

1. 構成国は、例えば、集中化された事務所、一群の特化された事務所、または、それらと均等な仕組みを設けることにより、後に没収することを可能とするために凍結された財産の適切な管理を確保するために必要となる措置を講ずる。
2. 構成国は、それが必要なときは、財産の売却または移転ができることを含め、第1項に示す措置を確保する。
3. 構成国は、没収された財産を公共の利益または社会的な目的のために利用することを認める措置を講ずることを検討する。

## 第11条 統計

1. 構成国は、定期的に、関連機関から包括的な統計を収集し、維持管理する。収集された統計は、毎年、欧州委員会に対して送付され、かつ、以下を含める：
  - (a) 凍結命令が執行された数；
  - (b) 没収命令が執行された数；
  - (c) 少なくとも、凍結の時点において、後の没収を可能とするために凍結された財産について、凍結された財産の推定価額；
  - (d) 没収の時点において回収された財産の推定価額。
2. 構成国は、関係する構成国の中央レベルでその統計が利用可能であるときは、毎年、欧州委員会に対し、以下の統計を送付する：
  - (a) 別の構成国において執行される凍結命令の請求の数；
  - (b) 別の構成国において執行される没収命令の請求の数；
  - (c) 別の構成国における執行の後に回収された財産の価額または推定価額。
3. 構成国は、第2項に示すデータが中央レベルで収集されるように努力する。

## 第12条 国内法化

1. 構成国は、2016年10月4日までに、この指令を遵守するために必要となる法律、規則及び行政規則を発効させる。構成国は、欧州委員会に対し、直ちに、それらの条項の正文を送付する。
2. 構成国がそれらの条項を採択する際、構成国は、この指令への参照を含めるものとし、または、その構成国における公示の際、そのような参照を添えるものとする。そのような参照を行う方法は、構成国によって定められる。
3. 構成国は、欧州委員会に対し、この指令が適用される分野において構成国が採択する国内法の主要な条項の正文を送付する。

## 第13条 報告

欧州委員会は、2019年10月4日までに、欧州議会及び理事会に対し、それが必要なときは、適切

な提案書を添付して、没収及び資産の回収に関する既存の国内法の影響を評価する報告書を送付する。

その報告書の中において、欧州委員会は、第5条第2項の侵害行為のリストを改訂する必要性があるか否かも評価する。

#### **第14条 共同行動 98/699/JHA の置き換え並びに枠組み決定 2001/500/JHA 及び 2005/212/JHA の一定の条項の置き換え**

1. 共同行動 98/699/JHA、枠組み決定 2001/500/JHA の第1条(a)、第3条及び第4条、並びに、枠組み決定 2005/212/JHA の第1条及び第3条は、この指令によって拘束される構成国に関し、それらの枠組み決定を国内法に国内法化するための期限に関するそれらの構成国の義務を妨げることなく、この指令によって置き換えられる。
2. この指令によって拘束される構成国に関し、共同行動 98/699/JHA に対する参照、並びに、第1項に示す枠組み決定 2001/500/JHA 及び枠組み決定 2005/212/JHA の条項に対する参照は、この指令に対する参照として解釈される。

#### **第15条 発効**

この指令は、EU 官報上で公示された翌日から 20 日目の日に発効する。

#### **第16条 発出**

この指令は、構成国に対して発出される。

2014年4月3日にブリュッセルにおいて行われた。

欧州議会として  
議長 M. Schulz

理事会として  
議長 D. Kourkoulas